

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
10月23日  
(火曜日)

## 目次

- 訓令  
農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令（農林水産政策課）……………一
- 告示  
指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………二
- 公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………三  
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出（商政課）……………四  
土地改良区役員の届出（農村整備課）……………四  
地域森林計画の案の縦覧（森林企画課）……………五  
地域森林計画の案の縦覧（三件）（森林企画課）……………五



### 山口県訓令第9号

農林水産部

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡嗣政

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（昭和四十三年山口県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百二十二条の二から第四百四十二条の四」を「第二百九条第一項から第三項」に改める。

第二条中「農業災害補償制度における組合の正常な事業運営」を「組合による農業共済事業の正常な運営」に改める。

第三条中「第四百二十二条の二」を「第二百九条第一項」に、「第四百二十二条の三」を「同条第二項」に、「及び検査」を「並びにこれらの検査」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第十六条第二号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条第三項中「第四百二十二条の四」を「第二百九条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

別記様式の表（表）中「漁業法」を「漁業法」に、「第12条の2から第12条の4」を「第209条第1項から第3項」に改め、同様式の表を次のように改める。

(裏)

農業保険法抜粋

(検査)  
 第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守つていないかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。  
 ② 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。  
 ③ 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。  
 ④ 前3項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
 (第5項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附則  
この訓令は、平成三十年十月二十三日から施行する。



山口県告示第百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 保安林の指定をする件(昭和五十八年農林水産省告示第千五百八十三号(三及び七に係るものに限る。))に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
長門市三隅上字勝屋谷一〇六四の三六
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 一 下関市菊川町大字下保木字実近ノ浴一、二、九、菊川町大字西中山字安田一の一、一の一、二、字安田ケ迫二、三の一、三の二、菊川町大字上保木字実近二六、二八、三〇、三二の一、三六、三七、三九、四三、字鷹ノ尾一〇四、一〇六、一〇七、一一二、一一四、一二五、一二六、一二八、一二九の一、一三一の一、字栢ノ木一二二の二、一五五、一五六、一六五の二、一八五、字実近浴一一八五、一一八六、菊川町大字東中山字熊ヶ滝二二七、二二八、二二九の二、二二九、三三二、三三三の一、三三三の二、三三四から三三六まで、字笹ヶ台二二七の一、二二七の二、菊川町大字吉賀字内山四四六の二、四四六の三、四四八の一、四四八の二、四四六の五から四四八の一まで、四四八の二〇から四四八の二三まで
- 二 長門市三隅大字大久保一〇四八〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字大平一〇五八一の三、一〇五八一の八、一〇五八一の一二、三隅上字梅ヶ浴一一一五八、字高吹一一一七四の三

二 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二三九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年十月二十三日から平成三十一年二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス光井店  
 所在地 光市中央二丁目一七の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏 名 又は 名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年六月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二六五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の収容台数  
四八台
- (二) 駐輪場の収容台数  
一〇台
- (三) 荷さばき施設の面積  
二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成三十年十月五日

(二四〇) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年十月二十三日から平成三十一年二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン防府中関店

所在地 防府市大字田島五四二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナカガワ 住所 防府市迫戸町六番一〇号 代表者の氏名 山縣 義弘

三 変更に係る事項の概要

株式会社ナカガワ 防府市迫戸町六番一〇号 山縣 義弘

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
---------	---------------------------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻を利用することができる時間帯	株式会社岩崎宏健堂	午後八時	午後九時
---------------------------------------	-----------	------	------

四 届出年月日

平成三十年十月九日

五 変更年月日

平成三十年十月十九日

(二四一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

下関市豊田町土地改良区 理事 吉本 知則 下関市豊田町大字殿敷一〇二八

藤田 敬樹 豊田町大字矢田三九一の一

篠田 朝男 豊田町大字稲見二一三

吉富 壮平 豊田町大字鷹子四八九の一

布村 康人 豊田町大字浮石一四七六の三

中丸 徳之 豊田町大字李路子六〇九

山本 久生 豊田町大字殿居四〇五

野村 雅行 豊田町大字高山三九

木村 定夫 豊田町大字阿座上五一〇

福本 茂幸 豊田町大字今出八七五の一

岩本 章 豊田町大字八道一一四九

藤田 進 豊田町大字荒木二二九

森脇 達志 豊田町大字手洗二九四

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別氏名住所  
 下関市豊田町土地改良 理事 吉本 知則 下関市豊田町大字殿敷一〇二八

〃	藤田 敬樹	〃	豊田町大字矢田三九一の二
〃	西嶋 秀夫	〃	豊田町大字金道三九四
〃	布村 康人	〃	豊田町大字浮石一四七六の三
〃	藤岡 英夫	〃	豊田町大字柵路子一七五九
〃	山本 久生	〃	豊田町大字殿居四〇五
〃	大村 利明	〃	豊田町大字日野三五
〃	河本 肇	〃	豊田町大字西長野八八
〃	福本 清隆	〃	豊田町大字大河内八七五
〃	井村 則政	〃	豊田町大字金道九七
〃	藤田 進	〃	豊田町大字荒木二三九
〃	戸根 育雄	〃	豊田町大字中村四〇六

(二四二) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、平成三十一年四月一日から平成四十一年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林水産事務所

所

二 縦覧の期間

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで

(二四三) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定

により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所

二 縦覧の期間

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで

(二四四) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林水産事務所、山口県柳井農林水産事務所及び山口県周南農林水産事務所

二 縦覧の期間

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで

(二四五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林水産事務所

二 縦覧の期間

平成三十年十月二十三日印刷  
平成三十年十月二十三日発行

発行人  
所

山口県知事  
山

平成三十年十月二十三日から同年十一月二十一日まで